

美しい水環境を守るために 浄化槽を適切に管理しましょう

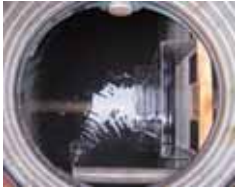
●保守点検、清掃は定期的に

浄化槽の保守点検、清掃は、定期的に行うことが法律で定められています。環境を守るために設置した浄化槽も、点検や清掃を怠ると環境汚染につながります。河川の水質保全のため、許可を受けた業者へ依頼し定期的に行いましょう。

処理方式や人槽などにより、点検、清掃の回数は異なります。詳しくはお問い合わせください。



清掃前の浄化槽



清掃後の浄化槽

●地震で壊れた浄化槽の復旧

市営浄化槽対象区域内（※）に個人で設置している浄化槽が地震で壊れた場合は、市営浄化槽事業を利用して浄化槽を設置することができます。

設置には、下表のとおり分担金が必要です。また、水道使用量に応じて、毎月使用料金が発生します。

※公共下水道、農業集落排水の集合処理区域以外地域

■分担金

	5人槽	6人槽	7人槽
分担金	88,200 円	110,400 円	149,500 円

■問い合わせ 本庁下水道課浄化槽係（内線 533、534）

施設の指定管理者を募集します

市は、次の施設について、24 年度から維持管理や事業企画、運営などを担う指定管理者を募集します。募集要項や応募用紙は各担当課の窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。詳しくは、お問い合わせください。

岩谷堂小学校放課後児童クラブ

■指定管理期間 24 年 4 月 1 日～27 年 3 月 31 日（3 年間）

■管理対象施設 岩谷堂小学校放課後児童クラブ（23 年度に完成）

■応募資格 企業や N P O、その他団体（個人は不可）

■募集期限 24 年 1 月 13 日 金

■問い合わせ・応募先 本庁子ども・家庭課家庭福祉係（内線 234）



岩谷堂小学校放課後児童クラブ

まちなか交流館

■指定管理期間 24 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日（5 年間）

■管理対象施設 市まちなか交流館（メイプル西館 1 階）

■応募資格 企業や N P O、その他団体（個人は不可）

■募集期限 24 年 1 月 13 日 金

■問い合わせ・応募先 本庁商業観光課商業振興係（内線 271）



まちなか交流館

勤労青少年ホーム

■指定管理期間 24 年 4 月 1 日～27 年 3 月 31 日（3 年間）

■管理対象施設 市勤労青少年ホーム（水沢）、同江刺サテライト、同胆沢サテライトの 3 館を一括管理

※ 24 年 4 月から江刺と胆沢の施設は、市勤労青少年ホーム（水沢）のサテライト施設（分館）となります

■応募資格 企業や N P O、その他団体（個人は不可）

■募集期限 24 年 1 月 13 日 金

■問い合わせ・応募先 本庁企業振興課人材育成・労政係（内線 291）



市勤労青少年ホーム（水沢）

23 年度市職員採用試験（看護師）

■採用日 24 年 4 月 1 日

■職種（採用人数） 看護師（若干名）

■受験対象 昭和 46 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、看護師免許を有する人。または 24 年 5 月までに看護師免許を取得する見込みの人

■試験日時 1 月 29 日 回午前 8 時半

■試験会場 市役所

■申込期限 1 月 12 日 回（当日消印可）

※受け付け時間は、年末年始を除く平日の午前 8 時半から午後 5 時 15 分

■申し込み方法 市役所総合案内や総務課、各総合支所総務企画課にある受験申込書（市ホームページにも掲載）に記入し、本庁総務課に提出。郵送の場合は、封筒に「職員採用試験受験申し込み」と朱書きし、380 円分の郵便切手を同封の上、特定記録郵便、簡易書留郵便または一般書留郵便で送付する

■問い合わせ・申込先 本庁総務課職員係（内線 438、〒023－8501 ※住所記載不要）

申告の際はご注意ください 税制改正で控除額が変わりました

税制の改正に伴い、平成 24 年度（平成 23 年分）の所得税と住民税（市・県民税）の控除額が変わりました。年末調整や確定申告・住民税申告の際は、お間違いのないようご注意ください。年末調整で申告漏れがあった場合は、確定申告・住民税申告で修正してください。

●扶養控除の廃止と変更の内容【図 1】

① 16 歳未満の人（平成 8 年 1 月 2 日～24 年 1 月 1 日生まれ）の年少扶養親族に係る扶養控除を廃止

※障害者控除、寡婦（寡夫）控除、住民税の非課税限度額の判定に必要なため、16 歳未満の扶養親族についても指定の欄に必ず記入してください

② 特定扶養親族のうち、16 歳以上 19 歳未満の人（平成 5 年 1 月 2 日～8 年 1 月 1 日生まれ）の扶養控除の上乗せ部分 25 万円（住民税 12 万円）を廃止

※一般扶養の控除額は 38 万円（住民税 33 万円）のみ

●同居特別障害者の控除額の取り扱いを変更

同居している扶養親族や控除対象配偶者が特別障害者である場合、35 万円（住民税 23 万円）を扶養控除または配偶者控除の額に加算していましたが、特別障害者控除の額に加算することになりました。

●寄附金控除の計算方法を変更

住民税の寄附金控除（税額控除）の適用下限額が、5000 円から 2000 円に引き下げられました。

■対象となる寄付金

① 都道府県・市区町村への寄付

② 岩手県共同募金会・日本赤十字社岩手県支部への寄付

③ 岩手県・奥州市が条例で指定する寄付

■控除額の計算方法

① 基本控除額…（寄付額－2,000 円）×10%

② 特別控除額（※）…（寄付額－2,000 円）×（90%－所得税率）

※寄付先が都道府県・市区町村の場合のみ特別控除額を加算（特別控除額の上限は住民税所得割額の 10%）

■控除対象限度額

計算に使用する寄付金の額は、総所得金額などの 30%が限度

■問い合わせ

本庁市民税課市民税係（内線 344～347）

